

「戦後農政」の転換と農村活性化政策

玉 真 之 介

日本の農政は、一九七〇年代に入ると伝統的な集落（ムラ）の機能に注目しはじめ、七〇年代後半からその活用に取り出した。それは如何なる背景と理由に基づくものなのか。この章はその考察を一つの焦点として、戦後に展開される農政の起源と構造を明らかにし、それが再編される過程で農政が二つの方向へと引き裂かれていっていることを論じる。

この農政の再編には、「農業システム化」という言葉が重要な役割を果たしていた。それは地域農業の「人と土地」を統括的に再編成することを意図した言葉であったが、それがむしろ伝統的な集落（ムラ）の機能を農政に認識させ、借地による農地流動化に集落機能を活用する施策をもたらすのである。一方、「農業システム化」は、農業土木事業にも農村整備という新たな方向性を与えたものであった。

しかし、前者の路線は、集落機能が実際の農地流動化にさほど役立たないことが明らかになるにつれて、むしろ市場競争を重視する路線へと転換されていく。他方、後者は反対に農村の生活関連の環境整備を進める上で集落の役割を再認識するにいたり、むしろ集落の機能を再構築する「むらづくり」を政策の重要部分として取り込んでいく。本章では、そうした方向性を与えた主体として、建設計画字並びに生活改良普及員の活動に光を当て、それに積極的な評価を与えた。

一 はじめに

日本の農政は一九七〇年代に入ると集落（ムラ）の機能に注目し、七〇年代後半からその活用に乗り出した。それは日本農業の構造変化によるものか、それとも政策の行き詰まりの反映か。この章では、この問題を「戦後農政」という「型」の成立と崩壊に絡めて論じてみたい。

戦後の社会科学は「ムラの解体」を一大テーマとしてきたが、農政の集落利用には関心を示さなかった。¹それは、前近代のムラを利用することへの正当な理由が、社会科学のなかに見出せなかったからであろう。本章では、農政による集落利用がいかなる論理から登場したかを、その理由づけを含めて検討する。

次に、農政のなかでも農業土木や建築計画学といわれる分野に、集落利用への積極的な姿勢が見られた背景と理由、そしてその展開を論じる。それらを通じて、本章は「戦後農政」という型が崩れる過程で農政が二つの方向に分岐していつていることを示したい。

二 「戦後農政」の起源と構造

1 「戦後農政」の歴史性

本章では、一九七〇年代に再編を迫られる農政を「戦後農政」という型で把握している。そこでまず最初に、その歴

史性を「二〇世紀システム」論（池上、二〇〇〇）との対比で論じてみよう。

池上は「二〇世紀システム」を、①産業主義と市場、②フォーダイズムと生産力主義、③システムの社会統合、という三つに整理して、日本農村へのその浸透を検討している。しかし、ここでは三つの柱の相互関連が、必ずしも明確にされていない。それは、「産業主義」の中身が時々の基軸産業との関わりで論じられていないことに一つの原因がある。

世界資本主義は一九世紀末から重化学工業を基軸産業として成長し、二つの世界大戦を経て戦後の高度成長と大衆消費社会をもたらした。しかし、一九七〇年代からは技術革新の加速化とともにハイテク・情報産業がしだいにその地位を奪っていく。フォーダイズムという概念も、重化学工業における耐久消費財の規格大量生産を概念化したものであり、情報技術を駆使した超マニユアル化を意味する「マクドナルド化」とは段階を異にする。

「市場」と「システムの社会統合」も、基軸産業のあり方と切り離しては論じられない。一九世紀末からの恐慌の形態変化は、価格競争を敬遠する重化学工業の性格抜きには語れない。一九三〇年代の世界大恐慌も、国民経済の独占部門と非独占部門への二重構造化が関係している。この大恐慌によって自動調節機構としての「市場」に対する信頼は地に落ち、かわって社会主義ソ連の中央計画経済の影響力が強まった。資本主義国において市場に対する中央政府の行政的な規制・関与が正当性を獲得しはじめるのは、ここからである。

他方で、有限の地下資源を不可欠の原料・燃料とする重化学工業は、資源をめぐる国民国家間の帝国主義的な植民地争奪戦争を導いた。しかも、それは第一次世界大戦から全体戦争・総力戦へと移行する。「システムの社会統合」とは、この総力戦のための行政主導による総動員体制である。その過程で、農産物価格支持制度は社会的統合と需要創出を兼ねて機構的に組み込まれた。同時に、有効需要を国家管理する体制の下で、インフレは常態となった。ともかく、この体制が戦後にも引き継がれて、さらなる重化学工業化と高度経済成長が導かれたのである。

農業が大都市に対する食料供給という役割を第一義的に負わされたのも総力戦体制においてである。そこにおいて生産・流通制度はもちろん、価格・所得政策も制度的にビルドインされたという意味で、総力戦期こそ「戦後農政」という型の成立期といえる。^②

ところが、一九八〇年代になると、市場への行政的な規制・関与を諸問題の元凶とする市場原理主義がにわかに台頭してくる。これはもはや重化学工業の利害を代表したのではなく、国民国家の枠を越えて自由な市場競争を求めらるハitek・情報産業の利害に合致したものである。

こうして技術革新の加速化が金融工学などを含むハitek・情報分野を基軸産業に押し上げるに伴って、総力戦期に起源をもつ様々な行政主導の体制も崩れつつある。「戦後農政」もまた一九七〇年代後半から再編成を開始する。一九九九年の食料・農業・農村基本法は、そうした一つの帰結である。

2 「戦後農政」の構造

(1) 食糧管理法による米麦の国家管理

一九四二年に成立した食糧法による米麦の国家管理こそ「戦後農政」の基軸であった。一九三七年の日中戦争以後、日本は戦後の高度成長期と同様に、重化学工業化、都市化、インフレが急進していた。そこで政府は、農家に増産と供出を促すため、奨励金・補給金などの名称で生産者価格を引き上げ、一方、インフレ抑制と家計安定のために消費者米価は据え置いた。生産者米価の方が消費者米価よりも高い二重米価制（逆さや価格体系）の開始である。

これは多大の財政負担と引き替えに生産者から消費者への闇流通を抑制し、政府による米麦の国家管理を強固なものとした。周知のように、一九六〇年に「生産費所得補償方式」が採用され、翌年から売買逆さやが再現し、闇米が減り、

米の国家管理が強化された。それは、食管法が戦時期と同様に、米の増産と、安全供給^③として社会統合を果たした時であった。

(2) 食生活の標準化

大都市への大量かつ効率的な食料供給には、食生活の標準化が不可欠であった。まず、米麦の「主食」化である。「主食」という言葉は日露戦争時の陸軍の給与規則まで遡るが（原田、二〇〇一、一四五）、「国民主食は米及麦類」としたのは、一九四〇年の「農業新体制要綱案」である（帝国農会、一九四二）。食管法は、この大方針に立脚していた。しかし、見逃せないのは「副食」である。軍隊や都市での脚気に悩まされた日本では、栄養学が発達し（萩原、一九六〇）、米だけでは栄養不足であることが解明されていた（鈴木・井上、一九四二）。このため戦時食糧統制では米の配給に加えて「国民栄養ノ改善ヲ図ル為栄養知識ノ普及徹底ヲ図ル」（企画院、人口政策確立要綱、一九四二）ことが目指され、副食の重要性が一般に広められた。

戦時下には「生活の標準化」が喧伝され（安藤、一九四三）、タンパク質とビタミンを補うことの重要性が強調された。^④戦後の畜産物（タンパク源）と青果物（ビタミン源）を柱とする副食物消費の増加は、戦時の栄養指導を起点としている。こうして米の安定供給を基盤に畜産物と青果物を加えた「日本型食生活」が均質に形成されていくのである。

(3) 指定産地制度による大型専業産地の育成

副食物の増産と供給は戦時期にもきわめて重視されていた。なかでも蔬菜は指定出荷団体による一元出荷体制の整備に加えて、「蔬菜供給圏設定要綱」（一九四四）では大都市向け「指定産地」が設定され、「集中的重点的」に「蔬菜専業地帯」を育成する方策が採られた（山根、一九四五）。それは、戦後の指定産地制度の先駆である。戦後は、これに青果物でも、畜産物でも安定的増産のための価格安定の制度が付け加わる。同時に、大都市を中心に卸売市場体系が整備

され、特定の品目に特化した大型産地の育成が選択的拡大のスローガンの下で展開された。

(4) 自作農主義と経営規模論

自作農主義が明確に農政の目標となったのも、増産を至上命題とした戦時期である。地主は、増産への障害として米価における差別待遇や小作料統制、自作農創設を通じて排除の対象となり、戦後の農地改革が準備された⁵⁾。一方、農村には軍隊と重化学工業への労働力の供給というもう一つの役割が期待された。この増産と労働力の提供という二つの課題を両立させる唯一の道として、規模拡大による労働生産性の改善という課題が農政の柱に座った。

農業経済学者はこぞって「適正規模」を論じ（東亜経済懇談会、一九四一）、政策は一九四三年からは「標準農村建設」の名で「適正規模」の「専業」「自作」経営の育成を目指した。基本法農政における「自立経営」の原型である。また、適正規模に満たない農家を満洲へ移民させる分村計画も推進された（玉、一九九九）。しかし、実態としては「職工農家」といわれる兼業農家の増加が都市近郊で一般化する。高度成長期の事態は、その再現だったといえる。

3 「戦後農政」の展開と行き詰まり

このように「戦後農政」は、重化学工業化、都市化、インフレを枠組みとした戦時期と戦後の高度成長期に、労働力を排出しつつ大都市に食料を大量かつ効率的に供給することを目標に仕組まれた農政の型である。それは、日本だけに特殊なのではなく、他の先進国でも似通った仕組みが戦時期に構造化され、ガットU Rで等しく再編を迫られるのである。

戦後復興期は「戦後農政」にとつては例外的な時期であるが、増産と大都市への食料供給という基本線は貫かれていた。より重要なのは、この時期にM S A協定などを通じてアメリカからの食料輸入が構造化されたことである。⁶⁾ 確かに、

総力戦期には「食糧自給」が至上命題とされたが、その内容は決して日本国内での自給ではなく、朝鮮、台湾、満洲を含めた食糧供給の確保であった。その意味で、戦後の権力が日米安保体制を基盤の一つと定めた時点で、戦前の朝鮮、台湾、満洲にかわってアメリカからの食料輸入が「戦後農政」に組み込まれたのである。

「戦後農政」は、一九六一年の農業基本法成立後にその最盛期を迎える。食管制度の下で米の生産と供給が安定し、選択的拡大のスローガンの下に副食供給のための指定産地が育成され、日本型食生活が普及した。農村労働力が流出し、農家は出稼ぎ・兼業化で上昇する家計費を補うことが一般化し、それが農村の社会的安定をもたらした。

しかし、「戦後農政」の行き詰まりは突然やつてくる。一九六八年からの米の過剰である。米は数年前まで不足基調で、実際、一九六四年には米不足が生じ、一九六五・六六年の二年にわたって一〇〇万トン近い外米が輸入された。ただし、一九六〇年から六八年までに、生産量は二〇〇万トン増えて一四〇〇万トンに、政府買上量は四〇〇万トン増えて一〇〇〇万トンになっていた。その一方で、米の消費量は、劇的な減少を開始して、一九六八年には政府在庫が三〇〇万トン、七〇年には七〇〇万トンとなった。²⁾

この米消費量の激減は、牛乳・乳製品、肉類、果物などの副食品の消費増によるもので、戦時に始まった食生活の標準化（米＋副食）が高度成長下の所得向上によって、所得弾力性の高い副食に重点を移した結果であった。しかし、「戦後農政」の誤算は、米過剰だけではない。一九六八年のミカンの価格暴落に象徴されるように、選択的拡大を目指した副食部門もまた次々に連作障害や畜産公害、そして過剰問題へ突入していったのである。

食生活を標準化して、作目を絞って生産基盤整備や価格安定措置を「集中的重点的」に行ない、農村を労働力とともに食料の大量供給体制に動員するという「戦後農政」の基本目標は、一九七〇年の時点でその目標達成を意味する過剰問題によって再編を迫られたのである。

三 「戦後農政」の転換と集落の活用

1 総合農政と構造改善局の創設

このため一九七〇年からは、米価抑制を一つの柱とするいわゆる総合農政が開始される。この総合農政を方向づけたのは、一九六九年に東畑四郎を主査とする経済審議会農業問題研究委員会が打ち出した「農業の装置化とシステム化」というビジョンであった（農林統計協会、一九六九）。

これは、「工業部門で発展してきている『装置化』と『システム化』の動きを、農業部門に導入し、大量生産、大量出荷によって農業の飛躍的進歩」（同、二一九）を指すもので、苫小牧東部や下北半島の重化学工業化を打ち上げた一九六九年の「新全国総合開発計画（新全総）」にも呼応していた。ここでは、高度経済成長の継続が前提にされるなど、およそ見通しを誤っていたが、ポイントは大胆な経営規模拡大を農政の柱に据えたことである。

それは、米価抑制によって農家の所得向上の道が、規模拡大による「工業的農業」の創出以外にないと考えられたからである。^⑧ そのために、新しいビジョンとして登場したのが「農業システム化」であった。それは、地域に「農業管制センター」を組織し、その企画調整の下に弱小農家を離農させ、有力経営へ農地を集積することを想定したものだ^⑨。そのため農村における「雇用機会の増大」が提唱され、総合農政でも「離農の援助促進」が柱となり、農村地域工業等導入促進法が制定（一九七一年）された。

一方、米の過剰に農林省内で最も危機感を持っていたのは農地局であった。

「農業土木事業を一生懸命やってきたわけですが、米が余ったということで急にやりにくくなった。いいかえると、一生懸命走っていたら、足元がなくなってしまったという感じです。」(志村ほか、一九七二、二二六)。

事業がなくなれば農業土木は消滅である。この危機感を背景に、農業土木分野の生き残り策が農地局でも、農業土木学会でも真剣に検討された¹⁰⁾。しかし、事業分野を生活基盤整備に広げるという結論が出されるのに、それほど時間はかからなかった。一九六六年には行政監察庁から農村の「生活基盤の整備を強力に推進する必要」が勧告されていたし、一九六九年には前年の都市計画法改正に刺激されて農業振興地域整備法(農振法)が成立していた。新全総においても、過疎対策として農山漁村の圏域的整備が謳われていた。

こうして総合農政にも、「農業地域の生産基盤と生活環境の総合的整備による新しい農村社会の建設」という項目が立てられ、一九七〇年からはいよいよ農業基盤総合整備パイロット事業調査(総バ調査)が開始された。こうした素早い動きの背景には、西ドイツというモデルの存在がある。西ドイツでは、構造政策として始まった農場の転任政策が、農村部に工業用地や住宅用地をあわせて整備する「村落整備」「村落改造」へと発展していた(大橋、一九七二)。

このような西ドイツの先例は、装置化に対応する生産基盤整備はもちろん、工場の農村導入による離農促進と農地集積という農業システム化のビジョンともぴったりに一致した。また、農村整備事業のためのシンクタンクとして一九七一年に設立された農村開発企画委員会からも、「農村空間の開発整備」という理念が提案された(石川、一九九二)。

こうして一九七二年には、土地改良法が集会施設や工場、住宅用地も整備できるように改正されたのと合わせて、農政局の構造改善事業課・就業改善課と、農地局が合体して構造改善局が創設されたのである。それが目指すところは、まさに農業の装置化・システム化による「構造改善」であった。

2 借地主主義への転換と集落活用

一九七〇年から農業論壇は「農業システム化」論をめぐって賑わうが、今日から見たその意義は、議論の焦点を「自立経営」といった個別経営レベルから、一定の地域における「人と土地」の管理へと変えたことである。それに触発されて、「人と土地」の管理は昔からムラが行なってきた機能であるという議論も登場した。例えば、農業システム化のサブシステムは、「それを農業集落（Ⅱ村落）に求めるのが、最も理論的かつ実態的に見て妥当」（渡辺、一九七一、一二）という議論に見られるように、農業システム化論がかえってムラ機能への関心を高める役割を果たしたのである。

農林省も一九七〇・七一年と二ヶ年続けて川本彰を代表とする農業集落研究会に「農村における村落構造とその機能に関する研究」を委託している。^①その結果、ムラには一定の領域があり、生活保全、土地保全、農業保全といった機能があることが、認識されるにいたった（川本、一九八三）。現実においても、各地で集団栽培や営農集団が集落組織を基礎に活動していた。また、米の生産調整がはじまると、個人に対する機械的な割当ては機能せず、結局、最後の調整はムラに依存せざる得ないことになった。

こうした中から「結論的には『むら』機能は、濃淡の差はあっても、なお厳として生きている」、「農政がそれをめざすとすれば、『むら』の存在をいかに活用するかが基本路線とならねばなるまい」（農事懇談会、一九七六、はしがき）といった提案が生まれた。^②その際、最も注目されたのは、集落の土地管理調整機能である。もちろん、それへの反発も強かった。梶井功はそうした提案に対して、「方向としては」「旧来の部落は消えている」と見るべきであって、「『部落の復活』ということではなくて」「新たな自主的地縁集団というものを、どういうふう構成していくのか」が課題であると反論した（同、一二）。

ムラは過去の遺物で、消え去るものと信じて疑わない社会学者にとつて、農政による集落の活用は、理論的に構成し得ない議論であつた。⁽¹⁾これに対し、興味深い解答を与えていたのが綿谷起夫である。綿谷は、生産組織が集落結合に基つて運営されている事例を総括的に分析した上で、「後進国は、後進国に固有な諸要素を活用することによつて、先進国とは異なる方式で経済開発ができる」（綿谷、一九七六、一三四）というガーシエンクローンの理論で、集落の活用を説明したのである。

こうした中で、一九七七年から農政はいよいよ集落を意識的に活用する事業を開始する。この年に構造改善局農政課に設けられた地域農政対策室による地域農政特別対策事業である。翌年開始される新農業構造改善事業にも共通するが、そこでは、それまでの画一的中央集権的方式が厳しく反省され、農家の意向を集落段階から積み上げることが提起されていた。そこに、時代の変化を読みとることができるが、目指されているのは、中核的な農家への農地の集積であることに変わりはなかつた。だから、「農家の意向には初めから一定の枠がはめられている」、「『地域農政』の看板は掲げているが、この事業は必ずしも『地域主義』を理念とするものではない」（坂本、一九七八、三四四）と坂本慶一は批判的に評価している。

実際、集落利用の直接的背景にあつたのは一九七五年の農振法改正による農用地利用増進事業の開始であつた。これは、兼業化を動かしがたい事態とようやく認めて、構造政策の重点を「離農促進Ⅱ所有権移転（自作主義）」から利用権設定（借地主義）へ転換させたものだった。つまり、兼業農家に協力してもらつて中核農家に利用権（借地）を集めようというのである。その時、米の生産調整と同じように集落機能が活用できないか、というのが特別対策事業であつた。

だから、兼業化は容認されたといつても、特定の農家に農地を動員して農業の産業化を図るといふ構造政策の基本路

線は堅持されていた。とはいえ、この事業によって「地域住民の主体性と地域の自立性を重視する『地域主義』がクロージアップされたことは、それなりに評価されてよいだろう」（同）と坂本も述べている。実際、ここから「地域農政」をスローガンにソフト事業を含めた各種事業が開始されるのである。

3 農村整備事業の開始と集落整備

一方で、西ドイツをモデルに生産基盤と生活環境の総合的整備を目指した、旧農地局の農業基盤総合整備パイロット事業（総パ事業）は事業としては伸び悩み、一九七三年から始まった農村総合整備モデル事業（モデル事業）が農業土木事業の中心となっていた。それは集落道路や集会場、集落排水などの生活基盤整備に重点を置いたものである。さらに、一九七六年からは中山間地帯の「古くからムラといわれた農業集落を基礎として、その集落の区域にある農用地と生活環境の総合整備をおこなう」（谷山、一九七六、一）農村基盤総合整備事業（ミニ総パ）も開始され、これも総パ事業を凌駕していった。

総パ事業が伸びなかった理由は、事業費が大きすぎたためであった（「農村整備事業の歴史」研究委員会、一九九九、七七）。しかし、もう一つの原因として集落移転も見逃せない。西ドイツの「農村改造」を真似た「総パ事業は、地元希望もしない集落移転をする」という話が受益者に残り、事業推進上の障害となった」（同）のである。

一九七〇年の過疎法ではじまった集落移転も様々な問題をもたらしていた¹⁴。その結果として、農村整備事業も「西独にみられるような農村、集落の抜本的改造を目指したが、集落の改造はわが国の農業集落の社会的物理的（木造と石造）特殊性などの欧米諸国との相違から不可能であり、現状の集落形態等を是認したうえで農村の整備を長期計画的に徐々に推進してゆく集落改善的な方向に向かった」（農村整備研究会、一九八四、一五）のであった。

そうした農村整備の方向を理論的・理念的に基礎づける提言も出された。一九七六年には、農村開発企画委員会が兼業化だけではなく非農家が増加する「混住化」を、「脱工業社会の定住様式の一形態」と捉える必要性を提起した（農村開発企画委員会、一九七六）。さらに、農村整備の方向を検討してきた国土庁農村整備問題懇談会は、一九七八年に第二次報告「農村定住環境整備のために」（国土庁地方振興局、一九七八）を公表し、「農村集落を中心とする日常生活環境の整備は、住民福祉の確保を図る観点からとくに重要である」（同、一〇七）と表明した。

この報告には、一九七七年に閣議決定された第三次国土総合開発計画（三全総）が影響を強く及ぼしていた。そこでは、それまでの「開発」にかわって「定住」という理念が打ち出され、その基本目標には「限られた国土資源を前提として、歴史的、伝統的文化に根ざし、自然と人間との調和の上になった安定感のある人間居住の総合的環境を創造すること」（国土庁計画・調整局、一九七七、五）が掲げられていた。また、農村における農業集落が「居住区」とされ、それによって構成される旧村、小学校区ほどの圏域を「定住区」、それに地方都市をあわせたものが「定住圏」と定式化されていた（森、一九七八）。

このように農村を生活の場と捉える三全総の「定住構想」は、農村を大都市への食料供給地として動員することを目指す「戦後農政」とは明確に異なる方向を差し示すものだった。構造改善局内の旧農地局系列は、農業土木事業の生き残りをこの農村生活基盤整備に見出すことで、やはり集落と向き合うのである。

四 「むらじづくりの推進」とそのビジョン

1 「八〇年代の農政の基本方向」

一九八〇年十月に答申された農政審議会「八〇年代の農政の基本方向」¹⁵は、二つの方向へ「戦後農政」を転換するものだった。

一つは、第4章「農産物価格政策の方向」に示された価格の持つ需給調整機能を活用する方向である。これは、価格政策の重心を「生産者所得の安定・補償」から「食料の需給調整」に移すことであった。ここに生産者米価の抑制、逆ざやの解消、食管赤字の削減などが織り込まれた。米麦の国家管理を根幹とした「戦後農政」も、生産調整でも解消しない過剰問題の前に、いよいよ米を「市場Ⅱ民間」へ委ねる方向へ踏み出した。第1章「日本型食生活の形成と定着」で米消費に注意が喚起されたのも、移行までの時間稼ぎと言える。

この転換により、農政の重点は一段と規模拡大政策へ置かれることになった。生産性の向上以外に農業所得を上げる道が塞がれたからである。第5章「農業構造の改善—中核農家の育成と地域ぐるみの対応」では、一九八〇年に制定された「農用地利用増進法を農業構造改善政策展開の中軸にすえ、その積極的推進を図る」とされた。また、「中核農家と安定兼業農家の共存」と題して、農政上初めて兼業農家の存在価値が認められ、兼業農家に「中核農家の規模拡大にも理解をもち、地域農業の振興に協力」することが期待として表明された。

しかし、「管理」から市場重視への転換は、競争原理と技術革新を至上視する「スーパー産業化」ビジョンに農政の

扉を開くことを意味した。¹⁶⁾折しも一九八一年公表の『農業自立戦略の研究』(NIRAレポート)では、米穀市場を市場原理に委ねれば、競争の力で農地の流動化と技術革新が導かれ、日本稲作は構造改善はもちろん輸出産業にもなる、と夢想的ビジョンが示されていた。その驚くべき楽天さと単純さの背景には、加速度的に進む技術革新を手放しで礼賛する「技術オプティミズム」(村上、一九九二、五六)があった。

とはいえ、「地域農政」の名で「集落等での話し合いや共同活動を盛んにすること」が目指された一九八〇年代前半には、構造政策も未だ「スーパー産業化」ビジョンとは距離があった。しかし、問題は集落機能への過剰な期待¹⁷⁾が冷めたときである。日米貿易摩擦を背景に「経済構造調整」という名の合理化が強制された一九八〇年代後半においては、結果を出せない集落の活用に使われて構造政策もまた、市場競争の活用へ引き寄せられることになった。

もう一つの転換は、第6章「農村整備の推進―豊かな緑の地域社会づくり」である。ここでは、農村が食料生産だけではなく、居住の場、就業の場、自然景観の維持と人間の情操を育む場、伝統の継承と文化形成の場などの「多面的な機能と役割」を有しているとされ、そこから農村地域の「生活の質と豊かさの実現」に環境整備が必要とされた。さらに、集落が依然として様々な機能を保持しているとして、「このような優れたむら機能を再構築していくことが農村を活力ある地域社会として発展させるために重要である」と、「むらづくりの推進」が提起された。

こうして、農業土木分野が進めてきた農村総合整備事業は農政の一つの柱となった。それだけでなく、この章は農業・農村の工業化・都市化を目指してきた「戦後農政」とは異なる新しい路線も指し示していた。それは、産業化、都市化、そして近代科学・技術がもたらした負の側面を明確に意識して、壊されたものを再構築するという路線である。「食生活、ふるさと文化等について住民自らが現状を認識した上でむらづくりの課題を明確に」すること、「高齢者の経験の知恵をむらづくりに生かしていくこと」などの表現に、その志向性が見て取れる。

こうしたビジョンが答申に盛り込まれた背景には、もちろん新全総の「定住構想」があった。また、農業土木分野の新しい事業確保への意欲もあった。しかし、もう一つのグループが果たした役割が最も重要であったと考えられる。その考え方が答申の「むらづくりの推進」にも反映されているだけでなく、一九八〇年代の農村活性化政策の基調を作るのである。

2 農村建築研究会の活動と集落計画論

若手の建築計画学者を中心に農村建築研究会（農建）が設立されたのは一九五〇年である。その時の代表は今和次郎、常任運営委員は竹内芳太郎で、この研究会が戦前からの実践的な農家住宅改善を継承していたことがわかる。¹⁹しかも、農建は今、竹内が農林省の生活改善普及事業と関係していたことから、²⁰会員には生活改良普及員も参加していた。一九七一年の会員名簿でも一四六名の会員のうち四一名が全国各地の生活改良普及員であった（『農村建築』六七、一九七二）。

農建は、全国各地の農村住宅調査から活動を始め、生活改善普及事業の一つの柱であった農家の台所改善にも関与した（小野木ほか、一九五四）。その農建が集落計画に取り組むのは、一九六一年の八郎潟新農村関連の調査からである。一九六五・六六年には建設省住宅局による農山漁村集落改善調査に農建の主力メンバーが参加し、集落計画への関与が始まった。一九六六年には農建の主催で農村集落研究会が開催され、一九六八年には建築学会に農村計画委員会が農建を母体に設置された。会長は竹内で、以後、毎年開かれる研究協議会において農村計画をめぐる諸問題が集中的に検討された。

そこでも集落計画が農村計画の柱として最初から取りあげられ、しかも「農村計画の実践の担い手は地域住民である」

(佐々木、一九六八、六七九)、「集落整備計画では、地区住民の生活上の具体的問題から出発することがきわめて重要である」(石田、一九六八、六八三)などが強調されていた。さらに、一九七五年頃になると、「部落」は依然として健在である。非農家を含む混住化の中でも「部落」のまともりは維持され、強固な自治機能が存在している」(広原、一九七六、五六〇)というように、集落を農村計画の基礎単位とする認識が多く示されていた。²⁰⁾

こうした農建の集落計画論には、いくつかの特徴を指摘できる。まず、実態調査に際して「ムラは封建制の遺物」といった社会学者に多い先入観が希薄で、計画論という性格から社会学者のムラ論よりも実践的だった。²¹⁾ また、農業土木分野のような事業推進やコンサルタントとの一体性もなく、その分だけ純粋に「生活」視点からの具体的な改善方策に議論が集中されている。さらに、もう一点、生活改良普及員の実践報告が摂取されている点も重要である。特に、一九七七年からは、農山漁村生活改善施設整備事業として「農家婦人の家」設置事業、翌年からは「手づくりのむら」整備事業など農村整備の「ソフト事業」が開始されていた。農建が、そうした実践報告を議論の対象としたことは、機関誌『農村建築』からも見て取れる(例えば、一九七八年八五号の「農村コミュニティ施設、農村住宅」「農村整備と普及活動」の二つの特集など)。

農政審答申が「むらづくりの推進」を打ち出す過程でも、こうした農建の集落計画論が直接的、間接的に影響を与えていた。農政審議会の農村整備専門委員会には、青木志郎、地井昭夫、矢口光子の三名の農建メンバーが加わっており、彼らの発言とは特定できないが、補助金に頼らず「農村地域の住民自らが計画づくりの主体」になること(農村開発企画委員会、一九八〇、二八)、「ハード面よりソフト面を重視」(同)すべきこと、農村婦人の果たしている役割が重要であること(同、二九)、「集落単位で生産環境点検地図、生活環境点検地図」(同、三二)を作って計画を立てること、などの意見が議事録に記録されている。

農政審査申が、「農村の基礎的地域社会としての集落を見直し、これに活力を付与しつつ地域づくりをすすめていくことが重要である」としたのも、これらの委員の意見が反映したものと考えられる。その意味でも、これまで十分な評価が与えられてこなかったと思われるのは、農建の集落計画論に貢献した生活改良普及員によるむらづくり指導の実践活動である。

そこで次項では、宮城県の一山村を例に、そこでの生活改良普及員によるむらづくり指導の取り組みを紹介する。

3 むらづくり事業と生活改良普及員

宮城県南部、福島県境に接する山間部丸森町の羽出庭地区（農家八〇戸、非農家七戸）にミニ総パ事業の導入が決まったのは、一九八〇年である。それに合わせソフト事業の生活環境改善事業が一九八〇年から三年計画で実施されることとなった。その指導にあたったのが、生活改良普及員・斎藤栄子をはじめとする角田農業改良普及所である。²²⁾

普及所が初年度に取り組んだのは、推進体制の組織化と改善目標づくりであった。結成された「住みよいむらづくり推進協議会」は、三つの集落の区長と、青年会、婦人会、長寿会などの代表者で組織され、改善目標づくりのため生活環境地域診断調査がまず取り組まれた。この調査は、いわゆる生活環境診断表を地域に合わせて改良し、安全性、保健性、文化性、便益性、快適性の五分野について、全戸悉皆で点検するものである。普及所は、調査票の印刷や調査結果の冊子としての印刷などを引き受け、普及員は推進委員と一緒に調査への協力依頼や配布・回収・集計など行ない、改善目標づくりのための会議にも加わって助言を行なった。

こうして作られ、翌年から実践が始まったのが、以下の五つの改善目標である。

①山間地域を生かした農業基盤づくり。養蚕中心の農業から、新しく山菜（タラの芽・イチジク・フキ・タケノコ）に

力を入れること。特にタラの芽は、桑畑の一部を転換して一六戸が生産するようになり、また、イチジクの栽培にも一五戸が取り組み、町の特産品になった。四戸の加工グループはタケノコのびん詰、フキのきやらぶき、しそ巻きらつきよなどの製品を生み出した。これに刺激され、町に農産加工推進協議会が結成された。

② 自給を高めた健康な暮らし。山間部にもかかわらず、「都市的なくらしを至上とする風潮が強く」、食生活は行商がもってくる卵・野菜・加工品に多くを依存していた。こうした点が女性の間で反省され、集落による共同菜園、共同加工が開始された。さらに桑園での鶏の平飼いが始まり、卵は自給し、余った卵は生協へ販売されるまでになった。

③ 人々のふれあいのある施設づくり。地区には広場がなかった。このため広場づくり実行委員会ができ、部落全戸の出演で町有林の刈払い作業を請け負って一〇〇万円を捻出し、国・県・町の補助一七〇万円とあわせて一・二ヘクタールの広場を完成させた。それは分校の子供によって「だんだら広場」と名付けられた。

④ 快適な住まいづくり。購入燃料に依存した暖房の反省から、自給燃料（椎茸のほだ木、桑枝、雑木）を利用した床暖房（オンドル）を普及させた。このオンドルはかつて農建が住宅改善として推奨していたものである（林・高橋、一九五三）。火の燃やしつけは年寄りの仕事で、家族を暖めてあげているという生きがいはこの上ないという。

⑤ 老いも若きも生きがいのある暮らし。老人クラブと子供会が一緒になって道路脇に花づくりを行なった。羽出庭音頭も完成し、盆踊りも以前より盛会となった。

こうした羽出庭地区のむらづくりについて斎藤は、山間地に住むことへの劣等感を払拭するため、誇りを持つて何かを創り出すことが、ポイントであったと述べている。そのためには、農家が自分たちの生活を見つめ直すことが一番大切で、生活改良普及員の仕事は、その過程で生じる農家の悩みの相談にのり、励ましながらその農家と一緒に考えてあげることであると言っている。

一九七八年から開始された「手づくりのむら」整備事業の実態を分析した渡辺光雄は、それが「事業費はわずか二百万円程度のものであったが、これを基礎に住民は、自らの課題を調査把握し、自らの手づくり技備と、共同作業という団結の力により、数十倍に拡大させながら実現していった」（渡辺、一九八〇、一三三）と評価している。また、「この事業のいま一つの側面は、生活改良普及員の努力である」（同、二四）として、丸森町が決して特異な事例ではないことを証明してくれている。「むらづくりの推進」は、こうした生活改良普及員の活動と相まって、大量生産・大量消費・大量破棄という工業化社会に飲み込まれてきた農村に、農村らしい自分たちの生き方を今一度模索していく契機を与えるものであったと評価しても構わないだろう。

五 おわりに——脱「戦後農政」という課題

一九八二年に出された農政審議会答申「『八〇年代の農政の基本方向』の推進について」は、第6章「活力ある農村社会の形成」で再び「むらの共同活動の振興」を謳うとともに、新しく第7章として「緑資源の維持培養」を提起した。これは地球規模での環境問題を背景に、農村整備事業に生態系の維持と保全という新しい役割を付与するものだった。すでに農業の多面的機能を事業拡大の根拠に据えていた農村整備事業は、これをさらなる追い風と受け止めていく。同年には、農業土木学会の部会、建築学会の委員会を中心に農村計画学会も設立された（農村計画学編集委員会編、一九九二）。

農業保護批判の大合唱の中で一九八六年に出された農政審議会答申「二世紀へ向けての農政の基本方向」は、すでにはじまっていた農政の分岐を決定的にした。構造政策は一九九二年の「新農政」へ向けて「地域農政」から一握りの

法人経営育成へと向かっていく。一方、農業土木分野は、アメニティ志向、自然回帰志向を積極的に受け止めて、景観をはじめ豊かな生態系の保全・復元を農村整備の事業理念に組み込み、守りではなく攻めの姿勢で次々と新しい事業を立ち上げていく。農業水利施設高度利用事業（一九八八）、水環境整備事業（一九九一）、農村広域生活環境整備事業（一九九二）、農村自然環境整備事業（一九九五）などは、農業用水路をはじめ農村地域の環境を多様な生物相が共生するエコビレッジやビオトープとして復元することを目指す事業である。一九九六年には、ついに農村整備は土木事業予算の四割を越えた。⁽²³⁾

一九九二年の「新政策」では、食料・農業・農村の三つが農政の分野として分離され、農村の整備・振興はついに構造政策から独立を果たした。一九九九年の新基本法を経て、二〇〇一年一月の省庁再編によって構造改善局が経営局と農村振興局に分離されてそれは完成を見る。この過程で改良普及事業は、一九八〇年代の後半から構造政策の路線に組み込まれ、生活改良普及員の仕事ももっぱら個別経営の経営指導に転換されていった。それに換わってむらづくりの形態も、土木コンサルタントを加えたワークショップへと変わってきている。

この一九八〇年代後半以降の農政による集落の活用やむらづくりを具体的に分析することは、本章では果たせなかった。本章が明らかにし得たのは、総力戦期に成立した「戦後農政」が重化学工業化と一体の増産中心のものであり、それゆえ一九七〇年代後半には転換を迫られ、その過程で集落の活用や集落整備に活路が求められたことである。しかし、規模拡大政策はしだいに市場重視に引っ張られ、むらづくりや環境保全を志向する農村整備との分岐が際だっていた。その際、「むらづくり」という政策形成に貢献していたのは、建築計画学並びに生活改良普及員の活動であった。つまり、本章の冒頭に掲げた問題に立ち戻れば、農政の転換は日本農業の構造変化によってではなく、農政自体の行き詰まりの結果であった。むしろ、農村に集落（ムラ）の関係が維持されていたからこそ集落の活用という政策が登場

したのであった。集落は重化学工業化、都市化、インフレという時代の下でも生き延びたと言える。では、ハイテク・情報産業が主導するグローバル化の時代、産業空洞化、少子高齢化、デフレの時代には果たしてどうなのか。残念ながら本章では、それに十分な回答を示せていない。

経営規模の拡大によつて農業の産業化を目指す農政の路線に対して、集落があまり役立たないことが一九八〇には明らかとなった。しかし、それが直ちに集落の崩壊や消滅を意味するものでないことは言うまでもない。農村を居住や就業、自然景観の維持や文化形成の場と位置づけて、その環境を整備していく路線においては、集落はその役割を認められていた。農政が一段と農業の「多面的な機能と役割」を重視する流れの中で、工業化、都市化、商品経済化に飲み込まれていた農村が過去から継承してきたものを見直す契機が与えられ、集落が再生していく可能性もある。

最後に、再度「戦後農政」について。国家管理を基本とする「戦後農政」が転換を余儀なくされ、市場重視の方向が強まっていく過程でそれを「農業保護政策の後退」と捉える議論が展開された（暉俊編、一九九〇）。確かに「戦後農政」は増産と安定供給、また社会統合のための機構として、生産者所得の安定・補償、大都市への食料安定供給などを「国家の責任」とする枠組みであった。それを「農業保護」と言うことは可能かもしれない。かといって、市場原理主義への批判は「戦後農政」への復帰と重なり合うのだろうか。

価格弾力性の小さい食料を市場に完全に委ねることは無理であり、新食糧法になつても生産調整という「戦後農政」の枠組みの一部は生きている。だから現在も食料政策、構造政策は、市場重視と国家管理との間で揺れているように見える。それは日本に限ったことではなく、アメリカ・EUでも同様だろう。

しかし、本章が問題としたのは、やはり「戦後農政」の歴史性である。それに示されている画一化、標準化、選別化、大量化、機能化、大規模化などは、重化学工業の時代のものであつて、個性と多様性、分散性とネットワーク、意味と

ニッチ、そして主体性と人間性などが問われる今の時代にはそぐわない。また、統制、規制、補助金誘導、政治との癒着などを通じた行政主導の動員の論理も、新しい取り組みの障害となっている。国家の果たすべき役割は今後も重要であるとしても、その内容は大きく変わらざるを得ないだろう。

グローバル経済の下での産業空洞化、少子高齢化、デフレの時代にあつて、農政に見られた二つの路線は、あらゆる分野、レベルで、相克を強めている。この新しく困難な時代を前にして、「戦後農政」の型を根本的に反省することが、次の展望を見出す上で最も重要であると、筆者は考えている。

注

- (1) 管見の限り、綿谷（一九八三）、宮崎（一九八三）、梶井（一九九四）などに限られる。
- (2) 玉（二〇〇〇a）を参照。
- (3) その点で佐伯（一九八七）は、一九六〇年代における食糧制度の独自の役割を見落としている。玉（一九九〇）を参照。
- (4) 例えば、林（一九四二）は「国家も国策として国民の栄養問題を取りあげています。よく成人男子一日量として、蛋白質八〇グラム、温量二四〇〇カロリーといふことが新聞雑誌などに見えます」と述べており、続いて米を三合三勺食べる時には、タンパク質を四七グラム、熱量を八〇〇カロリー副食物で補うことを（七〇頁）指摘している。
- (5) 米価の地主への差別的待遇については玉（一九九〇a）を参照。
- (6) 玉（一九九〇b）を参照。
- (7) 以上の数字については、「ポケット農林水産統計」各年版による。
- (8) しかし、実際には多くの農家が稲作の規模拡大よりも野菜や畜産などの複合化によって農家所得の増大を図っていった。そうした有畜複合化の動きを「装置化・システム化」に対するアンチテーゼとして提起したのは佐藤正をはじめとする東

北農文協である。玉（二〇〇〇）を参照。

(9) 主査である東畑四郎は、「農業の少数精鋭化をいちはん露骨にやったのが英国のエンクロージャだ。システム化というのはエンクロージャだと思う」（東畑、一九七〇、一三二）と述べている。

(10) 農地局内では、一九六九年に農業土木技術者有志によって農業土木企画委員会が組織され、同年七月には「新しい村づくり」農村整備事業の提言」が取りまとめられた（「農村整備事業の歴史」、一九九九、三二）。農業土木学会も同年、農業土木学将来計画検討委員会を設置している。また、一九七一年五月には、学会内に農村計画研究部会が設立され、会誌「農村計画」の刊行が始まった。

(11) これは、一九七〇年センサスで行なわれた農業集落調査の結果を、事例的な調査とあわせて分析することを目的としたもので、一九七二年三月、一九七二年三月に報告書がまとめられている。

(12) 農事懇話会は、日本農業研究所が事務局となって組織された研究会で、団野信夫が主査を務めている。この発言も団野のもの。

(13) 例えば、永田恵十郎もまた「むら社会」がもっている機能の再生ではなく、むしろ、今日の機械を中心とする生産力段階にみあった機能集団を地域の特性をいかしながら組織」（永田、一九七七、一五）する必要があると論じている。農業経済学に関する限り、こちらの方が多数派であった。関連して玉（二〇〇一）を参照。

(14) 過疎法による集落移転が「事業」として導入されると、事業の推進が自己目的化し、多くの場合が非移転者を残したまま移転者だけの移転が実施され、集落の人間関係が破壊された。長野県の事例を分析した木村和弘は「この様な集落に対して画一的に集落移転をすすめることは、人為的に地域を崩壊させるものと云えよう」（木村、一九七七、一四）と批判している。このような過疎法による集落移転の実態については、農業土木学会の農村計画研究部会が事例分析を精力的に行ない、会誌「農村計画」に多数発表している。

(15) 以下、農政審答申からの引用は、「八〇年代の農政の基本方向」創造書房（一九八一年）による。

(16) 「スーパー産業化」とは、村上（一九九二）第2章に使われた言葉で、重化学工業化を引き継ぐビジョンであり、内容

としては「マイクロエレクトロニクス化、情報化、資本の流動化など」(五一頁)が挙げられている。

- (17) 和田照男は、この特別対策事業とその後に続く農用地利用増進法について、「転作が成功したから今度は集落を中心として農地を集積していくイメージを出しているのですが、それが成功するかどうか」、「集落は生産機能よりも第一義的には生活防衛機能であって、転作みたいなものは生活防衛の点からうまく整理されている」が、「いまはむしろ集落に過剰の生産的機能を期待しすぎているんじゃないか」(『建設雑誌』一九八〇年九五号、四二)と疑問を呈している。

- (18) 今和次郎は、大正期に郷土会(柳田国男、小田内通敏、新渡戸稲造、石黒忠篤ほか)に参加して民家研究を開始し、一九三六年には民家研究会を組織している。ただし、今は民俗学的な研究にとどまらず、実践的な住宅改善や農村生活改善を志向し、一九三三年には『農村家屋の改善』(日本評論社)を出版している。一方、今の弟子である竹内芳太郎も今の調査研究を通じて、実践的な住宅改善の研究に取り組み、一九四〇年に『東北地方農山漁村住宅改善読本』を出版している。以上の戦前における農家住宅改善については、竹内(一九五二)、萩原(一九六八)を参照。

- (19) 今和次郎はユニークな家政学を展開し、特に住生活の面で生活改善普及事業に影響を与えている(市田、一九九五)。また、初代の住生活係長は今の弟子の佐々木嘉彦で、二代目の本多修も農建の中心メンバーであった。一方、竹内も生活改善専門委員の試験委員にはじまって職員に対する農家住宅改善や台所改善の指導、さらに生活改善総合対策研究など生活改善課と深いつながりをもった(本多、一九六八)。

- (20) 例えば、小泉(一九七六)、藤本(一九七六)、白砂(一九七八)など。また、この間に日本建築学会の農村計画研究会と農業土木学会の農村計画研究部会との交流も進み、農業土木学会においても、君塚(一九七六)のように、集落を重視するものも現われている。

- (21) 白砂は次に述べている。「一般には、村落共同体を封建遺制だとして、全面的に否定し、その解体がただちに農村の民主化、近代化につながるとする短絡的、教条的な思考が通用してきた。それがどれだけわが国の農民の生活をゆがめ阻害し、農村を混迷させてきたか、はかり知れないと思われる」(白砂、一九七八、四)。

- (22) 以下の記述は、斎藤栄子さんからの聞き取り、並びにいただいた資料、手記などによる。なお、斎藤さんは古くからの

農建の会員である。斎藤さんの地域活動については、『女性の元気が村を変える』（東北農文協レポート、No. 1、二〇〇二）を参照。

(23) 「農村整備事業の歴史」研究委員会（一九九九、五一）を参照。また、そうした環境重視の整備事業は、日常の管理保全の上からも一段と住民参加を重視するようになってきている。日本農業土木総合研究所（一九九九）を参照。

参考文献

- 安藤政吉「国民生活費の研究」酒井書店、一九四三年。
- 藤本信義「集落関係の研究範囲とその問題点」『建築雑誌』九一、一九七六年。
- 萩原弘道「日本栄養学史」国民栄養協会、一九六〇年。
- 萩原正三「農村建築研究の歴史（Ⅰ―Ⅲ）」『農村建築』六一、一九六八年。
- 原田敬一「国民軍の神話」吉川弘文館、二〇〇一年。
- 林弘宣・高橋和雄「農家暖房としてのオンドルの一例」『農村建築』一七、一九五三年。
- 林勇記「戦時食生活入門」紙硯社、一九四二年。
- 広原盛明「現代農村計画における圏域論の再検討」『建築雑誌』九一、一九七六年。
- 本多修「竹内先生の歩みの後を追って」『農村建築』六一、一九六八年。
- 市田（岩田）知子「生活改善普及事業の理念と展開」『農業総合研究』四九（二）、一九九五年。
- 池上甲一「日本農村の変容と『二〇世紀システム』」『年報村落社会研究』三六、二〇〇〇年。
- 石田頼房「農村計画の課題と計画プロセス」『建築雑誌』八三、一九六八年。
- 石川英夫「環境問題と農村空間」農林統計協会、一九九一年。
- 梶井功「農政と集落」『農業研究』七、一九九四年。
- 川本彰「むらの領域と農業」家の光協会、一九八三年。

- 企画院「人口政策確立要綱」(性と生殖の人権問題資料集成)二〇、不二出版所収、一九四一年。
- 君塚正義「農村計画と地域社会」『農業土木学会誌』四四(三)、一九七六年。
- 木村和弘「長野県における集落移転について(Ⅱ)」『農村計画』一〇、一九七七年。
- 小泉正太郎「むら生活からみた農村計画の位置づけ」『建築雑誌』九一、一九七六年。
- 国土庁地方振興局「定住構想と農村整備」創造書房、一九七八年。
- 国土庁計画・調整局「三全総と農林漁業―定住構想の課題と展望―」創造書房、一九七七年。
- 宮崎俊行「法学における村落研究の動向」『村落社会研究』一九、一九八三年。
- 村上泰亮「反古典の政治経済学 上」中央公論社、一九九二年。
- 森浩「三全総の策定過程とその内容」『農業と経済』四四(二)、一九七八年。
- 中川稔・大橋欣治・元杉昭男「農村総合整備事業の課題と展望」『農業土木学会誌』四九―一〇、一九八一年。
- 日本農業土木総合研究所「明日の農政を語る」日本農業土木総合研究所、一九九九年。
- 農林統計協会編「日本農業進歩への道―農業の装置化とシステム化―」農林統計協会、一九六九年。
- 農村開発企画委員会「混住社会化する農村の開発構想とコミュニティの役割に関する研究」一九七六年。
- 農村計画学編集委員会編「農村計画学―農業土木から農村整備への展開―」『農業土木学会』一九九二年。
- 「農村整備事業の歴史」研究会「豊かな田園の創造・農村整備事業の歴史と展望」農山漁村文化協会、一九九九年。
- 農村整備研究会「農村整備ハンドブック 上巻」地球社、一九八四年。
- 永田恵十郎「地域農業展開の原点を考える」『農業と経済』四三(二)、一九七七年。
- 小倉武一編著「集団営農の展開」御茶の水書房、一九七六年。
- 小野木ほか「台所改善をいかに進めるか」『農村建築』一三三、一九五四年。
- 佐伯尚美「食管制度」東京大学出版会、一九八七年。
- 坂本慶一「農政の転換と農業再生の条件」柏・坂本編著「戦後農政の再検討」ミネルヴァ書房、一九七八年。

- 佐々木嘉彦「農村計画の必要性」『建築雑誌』八三、一九六八年。
- 志村ほか「座談会・新しい年の課題と夢」『農業土木学会誌』四〇(二)、一九七二年。
- 白砂剛二「農村居住地の構想」『建築雑誌』九三、一九七八年。
- 鈴木梅太郎・井上兼雄「栄養読本」日本評論社、一九四一年。
- 竹内芳太郎「本邦農村生活の改善事業と改善に関する研究の沿革」『農業技術研究所資料』H七、一九五二年。
- 玉真之介「資本主義の発展と農業市場」白井・宮崎編著「現代の農業市場」ミネルヴァ書房、一九九〇年a。
- 玉真之介「戦時体制下における米穀市場の制度化と組織化」『市場史研究』八、一九九〇年b。
- 玉真之介「総力戦下の「ブロック内食糧自給構想」と満洲農業移民」『歴史学研究』七二九、一九九九年。
- 玉真之介「戦後農政史をめぐる緒論点」『農業史研究』三四、二〇〇〇年a。
- 玉真之介「デフレ時代の日本農政」『日本の科学者』三五(一一)、二〇〇〇年b。
- 玉真之介「東北地域における家族農業論の展開」UGASI Discussion Paper No.4、二〇〇〇年c。
- 玉真之介「日本のムラ―その固有の要素と普遍性」『農業経済研究』七三(二)、二〇〇一年。
- 谷野陽「国土と農村の計画」農林統計協会、一九九四年。
- 谷山重孝「農村基盤総合整備事業について」『新しい農村計画』一九七六年九月号、一九七六年。
- 谷山重孝・大橋欣治「農業基盤総合整備パイロット事業調査の概要」『農業土木学会誌』三九(一二)、一九七二年。
- 帝国農会「農業新体制に関する参考資料」一九九〇年。
- 暉俊衆三編「日本資本主義と農業保護政策」御茶の水書房、一九九〇年。
- 東亜経済懇談会「日本農業の再編成に関する政府施設及民間の意見集成」『東亜経済懇談会資料』九、一九四一年。
- 東畑四郎「農業システム化論の根柢は何か」農政ジャーナリストの会編「アグリシステムの総点検、日本農業の動き」一九、一九七〇年。
- 渡辺兵力「農業組織化の新展開」『農業と経済』三七(一二)、一九七一年。

渡辺光雄 「『手づくりの村整備事業』について」『建築雑誌』九五、一九八〇年。

綿谷赴夫 「生産組織化の運営」小倉武一編著『集団営農の展開』御茶の水書房、一九七六年。

綿谷赴夫 「農政の展開と村」『村落社会研究』一九、一九八三年。

山根東明 「青果物の配給統制に就いて」『食糧経済』一〇（二）、一九四五年。

付記

本稿作成にあたり、斎藤栄子さん（宮城県農業実践大学校講師）、広田純一氏（岩手大学農学部）、浅見薫氏（東北農政局）から貴重なお話や資料の提供を受けた。記して謝意を表したい。